

調達要領指定書	発簡番号	W-18
	調達要求番号	5SNW1A50002
	調達要求年月日	令和7年6月25日
	作成部課	装備計画部武器課
	作成年月日	令和7年6月18日
品名	門型洗車機“据付”	
仕様書番号	WV-B220013	

指定事項

2 役務に関する要求

2.2 据付実施場所

住所は、次のとおり。

901-1513

沖縄県南城市知念字知念1177-2

陸上自衛隊知念分屯地

案内図及び配置図は図1、建物等平面図は図2に示す。

2.3 据付内容

2.3.1 据付機器

据付機器は、次表による。

品名	門型洗車機 (ESWR-01) 日本車輛洗滌機株式会社製
数量	1基
据付完了日	契約締結後～令和8年3月13日(金)

2.3.5 構造・形状・寸法

据付詳細図は、図3に示す。

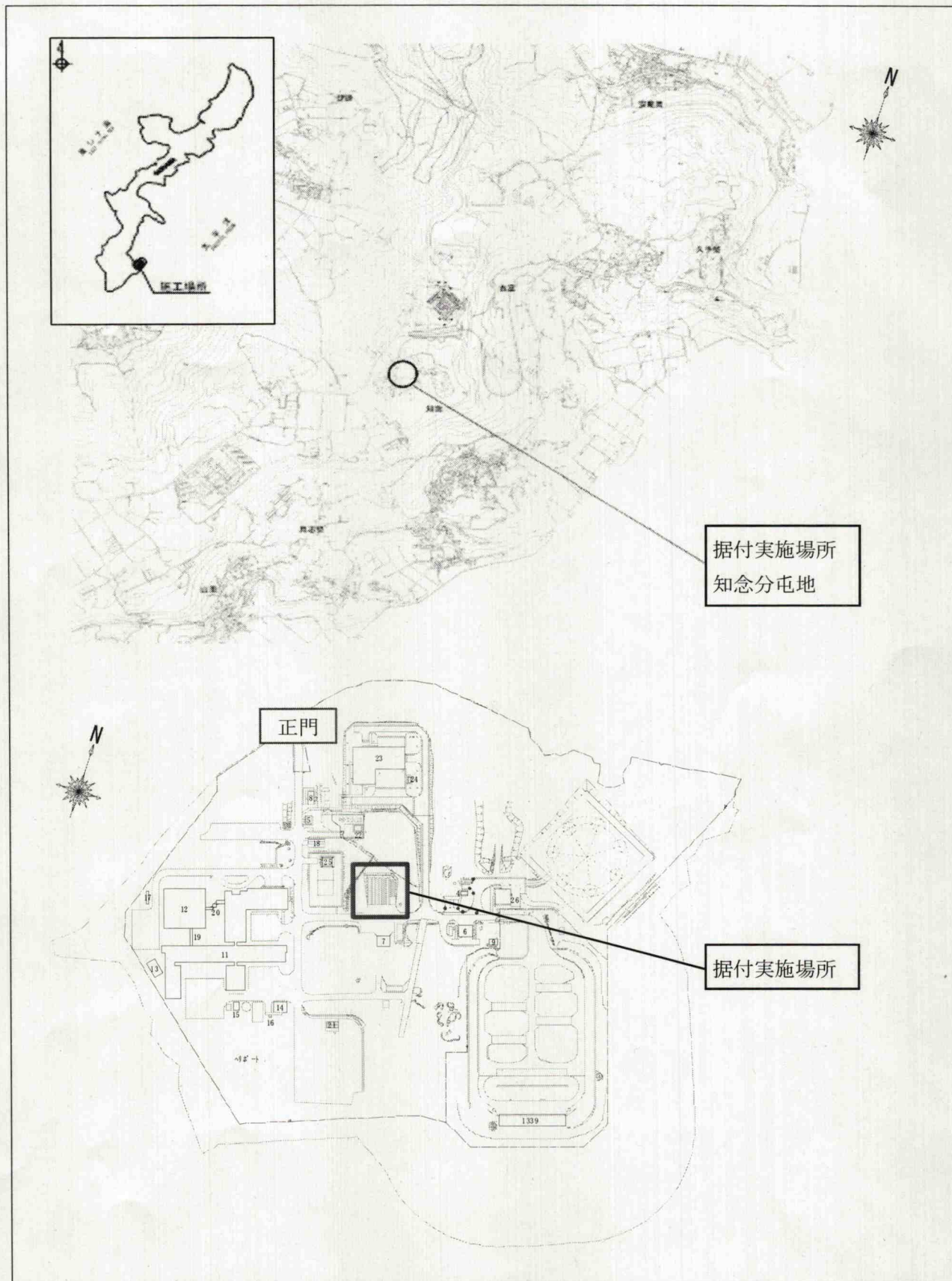


図 1—案内図及び配置図

調達要求番号: 5SNW1A50002

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
		WV-B220013
門型洗車機“据付”	作成	令和6年9月17日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊九州補給処において実施する門型洗車機の据付け設置の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2による。

1.3 派遣員

官側の施設などにおいて、据付を実施する者をいう。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001AB 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002R 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

HV-B251115 門型洗車機

c) 公共建築統一基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修，公共建築協会編集）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編），（電気設備工事編），（機械設備工事編）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

据付は、公共建築工事標準仕様書及び当該機器製造者の据付基準に基づき実施する。本機据付後、HV-B251115の機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2 据付実施場所

据付実施場所は、調達要領指定書による。

2.3 据付内容

2.3.1 据付機器

据付機器は、表1のとおりとし、官給する。

表 1—据付機器

品 名	規格	単位	数量	据付完了日
門型洗車機	調達要領指定書によって指定する。			

2.3.2 設置上の留意事項

洗車機設置の土間は、コンクリート造とする。

2.3.3 構成品

構成品は、表 2 による。なお、必要事項が生じた場合は、調達要領指定書によって指定する。

表 2—門型洗車機構成品（1台当たり）

番号	品名	単位	数量	注記
1	門型フレーム	式	1	
2	飛散防止カバー	式	1	
3	洗浄ポンプ吐出管	式	1	
4	洗浄ポンプ給水管	式	1	
5	80A ヘッター	式	1	
6	ウルトラファインバブル発生装置	式	1	
7	機内配管	式	1	
8	下部洗浄装置	式	1	
9	2t 洗浄水タンク	個	1	
10	洗浄水ポンプ	個	1	三相 11Kw 200V60Hz
11	ウルトラファインバブル発生ポンプ	個	1	三相 1.5Kw 200V60Hz
12	40A ホース	m	10	トヨロンホース
13	32A ホース	m	5	トヨロンホース

2.3.4 使用材料など

使用材料などは、表 3 を標準とし、契約の相手方が準備する。

表 3—使用材料など（1台当り）

番号	材 料	必要数	注 記
1	アンカーボルト SC-1612 SUS M16	8本	門型フレーム
2	アンカーボルト SC-1270 SS400 M12	8本	機外配管
3	アンカーボルト SC-850 SUS M8	16本	光電管
4	アンカーボルト SC-1270 SUS M12	4本	2 t 洗浄タンク固定
5	アンカーボルト SC-1612 SUS M16	4本	洗浄ポンプ用架台
6	アンカーボルト SC-1612 SUS M16	8本	ウルトラファインバブルポンプ架台

2.3.5 構造・形状・寸法

据付け場所の構造、形状及び寸法は、調達要領指定書によって指定する。

2.3.6 据付け要領など

据付け要領及び据付けに関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において完全に実施するものとする。なお、必要事項が生じた場合は、調達要領指定書によって指定する。

2.3.7 外観

据付け後の外観は、使用上有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥がなく、各部の仕上がりは、良好なものとする。

2.3.8 塗装

塗装は、調達要領指定書により指定する場合を除き、製造者などの社内規格による。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、据付け後、官側立会において機能試験を実施するものとし、正常な作動状況であることを確認の上、引渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、GLT-CG-Z500002の5.4によるほか、表4のとおりとする。

表4-提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	1	契約担当官等	契約後速やかに	社内様式による。
		1	監督官		
2	作業記録表 (役務完了調書)	4	監督官	各日の作業終了後	様式を図1に示す。
3	技術者(派遣員)名簿	3	契約担当官等	契約後速やかに	様式を図2に示す。
4	施工写真	1	監督官	役務作業完了後速やかに	社内様式による。

4.2 施工写真 施工写真は、施工前、施工中及び施工後の見え隠れする部分及び監督官の指示に基づき撮影し、工事アルバム(カラーサービス版)に整理されたものを提出する。

4.3 無償貸付品及び官給品

4.3.1 無償貸付品

契約の相手方が官側の車両を使用して点検など実施する場合は、調達要領指定書に指定する場合を除き、“無償貸付申請書”により申請するものとする。その際の車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3.2 官給品

官給品は、2.3.1による。

4.3.3 手続要領など

手続要領などは、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5 秘密保全など

5.1 秘密保全

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6によるほか、駐屯地の中で作業する場合は、次による。

- a) 行動（火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。
- b) 作業地域以外への立入りを禁止する。やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。
- c) 駐屯地へ立入る者については、日本国籍を有し、日本語で意思疎通ができる者とする。

5.2 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

6 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生したこん包材、産業廃棄物は契約相手方が処分するものとする。
- b) 据付に際し、駐屯地内の施設などに損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本据付け終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。
- d) 作業の実施にあたっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。
- e) 役務履行に必要な電気及び水の使用は、契約担当官等と調整する。

7 仕様書などに関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001ABの8.3による。

作業記録（役務完了調書）				
実施年月日	令和 年 月 日 曜日	検査官	監督官	
調達要求番号				
契約番号				
契約業者名				
実施場所				
派遣員の種類				
作業内容				
作業細部	実施時間	工数	実施者名	必要事項又は所見

注記1 本記録は、派遣員自身が原則として毎日作成するものとする。

注記2 今後参考となる事項、実施者の所見は、可能な限り詳細に記入する。

注記3 検査官は検査完了後、検査調書に本表を添付し契約担当官へ1部送付する。

注記4 用紙は、J I S P 0 1 3 8 A 4（縦型）とする。

図1—作業記録（役務完了調書）

